新しい納税通知書はこちら。
介護分の税額も記入しています

●６月に40歳になるかた(昭和35年６月２日～７月１日生まれ)がいる世帯には、７月10日頃納税通知書をお送りします。

介護保険の訪問調査で

6月下旬に12年度の納税通知書をお送りします。
40～64歳のかたは介護保険分が加わっています

国民健康保険からお知らせ

問い合わせ
●納付の相談については、
国民健康保険課収納担当☎(866)2189
●課税の内容や資格については、
国民健康保険課資格賦課担当☎(866)2099

40～64歳のかたは介護保険分も

6月下旬に平成12年度の納税通知書をお送りします。介護保険制度のスタートにともない、今年度から国民健康保険に加入している40～64歳のかたは、医療分に介護分を加えて納めていただくことになります。そのため、納税通知書の内容も若干変わります。税額の計算方法や明細書などを説明したものを同封しますので、参考にしてください。なお、12年度の国保税は左表のとおりです。

■平成12年度の国保税

	医療分	介護分
所得割額※	8.8％	1.1％
均等割額(一人につき)	21,430円	4,180円
平等割額(一世帯につき)	32,810円	4,540円
課税限度額	530,000円	70,000円

※所得割額は、前年所得による課税標準額に8.8％(医療分)と1.1％(介護分)をかけて計算します。「課税標準額」とは、加入者の総収入から各種控除の金額を差し引いた額のことです。

●40～64歳のかた
国民健康保険税は、医療分と介護分を合わせたものになります。介護分は、医療分と同じように「所得割額」と「均等割額」「平等割額」の3つを合わせた金額です。

●40歳未満のかた
従来どおり医療分の国民健康保険税を納めます。

●65歳以上のかた
医療分と介護分を別々に納めるので、国保税は医療分だけです。

介護保険料は、年金額が年額18万円以上のかたは、年金から天引き、年額18万円未満のかたは、介護保険課から郵送される納付書で銀行などの窓口で納めます。65歳以上のかたの介護保険料は9月までは免除され、その後1年間は半額になります。

納付の相談はお気軽にどうぞ

国保税は前年の所得で課税額が決まります。災害や病気、失業などによって生活が著しく困難になったかたには、国保税の納税猶予や分割納付、減免などの制度があります。減免の申請は、納期限の7日前までですのでお早めにご相談ください。

国保税の2割軽減の申請はお早めに

国保税には、加入者の収入に応じて税額を軽減する制度があります。2割軽減を受けるためには申請が必要で、これに該当すると思われる世帯には、5月下旬に申請書をお送りしました。申請書の提出期限は6月30日(金)です。提出期限を過ぎてから提出した場合は、軽減の対象になりませんので、申請書は早めに提出してください。